

平成 28 年 6 月 30 日

平成 28 年度独立行政法人労働者健康安全機構調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づき、独立行政法人労働者健康安全機構は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、平成 28 年度独立行政法人労働者健康安全機構調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

(労働者健康福祉機構)

- (1) 労働者健康福祉機構における平成 27 年度の契約状況は、表1のようになっており、契約件数は 2,285 件、契約金額は 834.5 億円である。また、競争性のある契約は 1,986 件(86.9%)、798.7 億円(95.7%)、競争性のない随意契約は 299 件(13.1%)、35.8 億円(4.3%)となっている。

競争性のある契約について、前年度と比較して件数が増加した要因は国立病院機構との医薬品共同調達において、対象品目の拡大や入札エリア細分化等を実施したこと、金額が増加した要因は医療材料の継続的売買及び物品管理業務の複数年契約の更新時期に当たったこと等である。

競争性のない随意契約については、医療機器等の保守において公募を実施する等により、前年度と比較して件数△13 件(△4.2%)、金額△9.2 億円(△20.6%)と改善傾向にある。

表1 平成 27 年度の労働者健康福祉機構の調達全体像 (単位:件、億円)

	平成 26 年度		平成 27 年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(70.9%) 1,554	(80.7%) 576.8	(71.6%) 1,637	(77.8%) 649.3	(5.3%) 83	(12.6%) 72.5
企画競争・公募	(14.8%) 325	(13.0%) 93.1	(15.3%) 349	(17.8%) 149.4	(7.4%) 24	(60.5%) 56.3
競争性のある契約(小計)	(85.7%) 1,879	(93.7%) 669.8	(86.9%) 1,986	(95.7%) 798.7	(5.7%) 107	(19.2%) 128.9
競争性のない随意契約	(14.2%) 312	(6.3%) 45.0	(13.1%) 299	(4.3%) 35.8	(△4.2%) △13	(△20.6%) △9.2
合計	(100%) 2,191	(100%) 714.8	(100%) 2,285	(100%) 834.5	(4.3%) 94	(16.7%) 119.7

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 比較増△減の()書きは、平成 27 年度の対 26 年度伸率である。

- (2) 労働者健康福祉機構における平成 27 年度の一者応札・応募の状況は、表2のようになっており、契約件数は 648 件(34.3%)、契約金額は 300.3 億円(39.3%)である。

前年度と比較して、件数が増加した要因は病院給食や洗濯業務等、業務委託の複数年契約の更新時期に当たったこと、金額が増加した要因は医療材料の継続的売買及び物品管理業務の複数年契約の更新時期に当たったこと等である。

表2 平成27年度の労働者健康福祉機構の二者以上・応募状況 (単位:件、億円)

		平成26年度	平成27年度	比較増△減
二者以上	件数	1,126 (64.2%)	1,239 (65.6%)	113 (10.0%)
	金額	482.1 (74.8%)	463.6 (60.7%)	△18.5 (△3.8%)
1者以下	件数	628 (35.8%)	648 (34.3%)	20 (3.2%)
	金額	162.3 (25.2%)	300.3 (39.3%)	138.0 (85.0%)
合計	件数	1,754 (100%)	1,887 (100%)	133 (7.6%)
	金額	644.4 (100%)	763.9 (100%)	119.5 (18.5%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。

(注3) 比較増△減の()書きは、平成27年度の対26年度伸率である。

(労働安全衛生総合研究所)

- (1) 労働安全衛生総合研究所における平成27年度の契約状況は、表1のようになっており、契約件数は102件、契約金額は8.5億円である。その内訳は、競争性のある契約は98件(96.1%)、8.4億円(98.0%)、競争性のない契約は4件(3.9%)、0.2億円(2.0%)となっている。

前年度と比較して、競争性のある契約は、件数(50.8%)、金額(38.6%)ともに増加している。件数の増加の要因は物品の購入の契約が22件から38件、役務に係る契約(工事の契約を除く)が35件から45件に増加したこと等であり、金額の増加の要因は工事の契約が1.1億円から2.4億円、物品の購入が1.8億円から3.0億円に増加したこと等である。

また競争性のない契約の契約金額の減少の要因は、ガスの調達(0.3億円)について平成27年度から一般競争入札に移行したことである。

表1 平成27年度の労働安全衛生総合研究所の調達全体像 (単位:件、億円)

	平成26年度		平成27年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(94.2%) 65	(93.8%) 6.0	(96.1%) 98	(98.0%) 8.4	(50.8%) 33	(38.6%) 2.4
企画競争・公募	(0%) 0	(0%) 0	(0%) 0	(0%) 0	(0%) 0	(0%) 0
競争性のある契約(小計)	(94.2%) 65	(93.8%) 6.0	(96.1%) 98	(98.0%) 8.4	(50.8%) 33	(38.6%) 2.4
競争性のない随意契約	(5.8%) 4	(6.2%) 0.4	(3.9%) 4	(2.0%) 0.2	(0%) 0	(△56.1%) △0.2
合計	(100%) 69	(100%) 6.4	(100%) 102	(100%) 8.5	(47.8%) 33	(32.8%) 2.1

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の()書きは、平成27年度の対26年度伸率である。

(2) 労働安全衛生総合研究所における平成 27 年度の一者応札・応募の状況は、表2のように
なっており、契約件数は 28 件(28.6%)、契約金額は 2.6 億円(30.5%)である。

前年度と比較して、一者応札・応募による契約件数は、物品の購入の契約件数が 12 件から
4 件に減少しているものの、工事関係の契約が 0 件から 6 件に増加していること等により 1
件の減少となっており、契約金額は、物品の購入が 1.1 億円から 0.4 億円に減少しているもの
の、工事の契約が 1.5 億円であったこと等により 0.9 億円の増加となった。

表2 平成 27 年度の労働安全衛生総合研究所の一者応札・応募状況 (単位: 件、億円)

		平成 26 年度	平成 27 年度	比較増△減
2者以上	件数	36(55.4%)	70(71.4%)	34(94.4%)
	金額	4.4(73.4%)	5.8(69.5%)	1.4(31.2%)
1者以下	件数	29(44.6%)	28(28.6%)	△1(△3.4%)
	金額	1.6(26.6%)	2.6(30.5%)	0.9(59.0%)
合 計	件数	65(100%)	98(100%)	33(50.8%)
	金額	6.0(100%)	8.4(100%)	2.4(38.6%)

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 合計欄は、一般競争を行った計数である。

(注 3) 比較増△減の()書きは、平成 27 年度の対 26 年度伸率である。

2. 重点的に取り組む分野(【 】は評価指標)

上記1の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、一者応札・応募については、複数
年契約の更新時期により件数、金額が大きく変動する傾向にあることから、評価指標を設定す
ることは困難であるが、改善の取組については継続し、競争性、透明性の確保に努めることと
する。

また、平成 28 年度は労働安全衛生総合研究所が労働者健康福祉機構と統合し新法人とな
った初年度であり、中期計画において「統合後のスケールメリットを生かして、新法人内におけ
る共通的な事務用品等の共同調達に向けた検討等も含め、一層の業務効率化を進める」とし
ていること等を踏まえ、労働安全衛生総合研究所が使用する事務用品等のうち共通的に使用
するものについて、共同調達を実施し経費節減に努めることとする。

(1)一者応札・応募の改善

一者応札・応募について、調達等合理化検討会において要因分析を実施し、改善方策を検
討する。

具体的には、入札説明書配布時にアンケートを添付する等により入札説明書を受け取ったも
のの入札に参加しなかった者から意見を求めることにより要因分析のための情報を収集した上
で、次の方策等について検討し、改善策の組織的な共有を図る。

- ①調達時期の変更や、業務を一括又は分割すること等の是非
- ②財・サービスの特性等を分析し、随意契約等の合理的な契約方式の採用の是非
- ③仕様の見直しの是非等

(2) 事務用品の共同調達の実施

統合後のスケールメリットを生かして新法人内におけるコピー用紙等共通的な事務用品の共同調達により一層の業務の効率化を図る。

【労働安全衛生総合研究所のコピー用紙購入額：前年度より10%削減】

なお、本計画の実施に当たっては、「官公需法」に基づく中小企業の受注機会への配慮や「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」等の諸施策との整合性に留意するものとする。

3. 調達に関するガバナンスの徹底(【 】は評価指標)

(1) 随意契約に関する内部統制の確立

新たに随意契約を締結することとなる案件(除く、少額随契)については、事前に当機構内に設置されている随意契約審査会(総括責任者は経理担当理事)に報告し、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否等の観点から点検を受けることとする。

ただし、災害等による緊急整備の場合等やむを得ないと認められる場合は、事後的に報告を行うこととする。

(2) 調達の客観性及び透明性の向上を図るための取組

一定額以上の企画競争等の採用に当たっては、複数の部署で構成された「入札・契約手続運営委員会」において、競争参加資格等の適切性等について調査審議するとともに、プロポーザル方式により設計事務所や建設コンサルタントを選定するに当たっては、外部有識者を選定委員に加えることとする。

(3) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

平成26年度決算検査報告において不当事項とされた施設整備補助金を原資とした整備の事務処理に当たって、各施設は、契約の前に予算の裏付けの有無等について、本部作成のチェックリストをもとに、自己点検を実施した上で、管理者が確認することとし、本部においても、各施設から入札に関する公告の官報掲載依頼を受けた場合に必ず当該調達の予算財源が確保されているかについて確認する等、チェック体制を強化し再発防止に万全を期す。また、今年度においても、全国労災病院会計課長会議や担当者会議を開催し適正な事務処理について徹底するとともに、各施設への個別業務指導を実施することにより業務マニュアルに沿った事務処理が適切に行われているかの確認を行い、必要に応じた指導を行う。【各施設への業務指導：年間5件以上実施】

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、経理担当理事を総括責任者とする調達等合理化検討会により、調達等合理化に取り組むものとする。

総括責任者	経理担当理事
副総括責任者	経理部長
メンバー	経理部次長、契約課長

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、理事長が定める基準(新規の随意契約、2か年度連続の一者応札・応募案件など)に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、労働者健康安全機構のホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。